

合系ニ一任シタリ

斯リテ全組合系ニシテ全店白山支店所配達負恩沃勝治
外ニ名ハ全月三十日日本店ノ訪問ニ直接責任者タル櫻井
勝太郎(番頭)ニ合見復然方交渉セルモ拒否セラレタル
ヲ以テ更ニ解雇手當トシテ金六千圓及年功手當八千圓ヲ
要求セルヲ懲罰的解雇者トシテ支給シ難キニ餞別トシテ若
千支給スベシト回答セリ

尔来而着折衝ノ結果四月二日金五拾圓ヲ支給シ因滿解
決セリ
右及申(通)報候也

二一五一一六一七

労働第五二九號

昭和五年二月十八日

警視總監 丸山 鶴 吉

5. 2. 26
1040

内務大臣安達謙藏殿

社會局長官殿

各廳府縣長官殿

北海道庁大臣後藤泰川
其右各官署御届

株式会社阪川牛乳店労働爭議ニ関スル件 (発生) 解決

要旨 二月十五日趣旨三丁目七番地阪川牛乳店三労働爭議発生ス

労働者側ハ会社側ニ對シテ別紙書寫各項ノ業種書寫ヲ提出セルカハ会社側
三第一節不服トシ安アリ大契セトシタルモ此處應調停ニ依リ別紙書寫
文十七日午後八時同場解決ヲ見タリ

一 爭議發生ノ場所 趣旨三趣旨三丁目七番地阪川牛乳商店